

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
総則的事項について	認知症対応型通所介護も、総合事業に移行するのか。	総合事業の通所型サービスに移行するサービスは、介護予防通所介護です。 (介護予防)認知症対応型通所介護は、移行しません。	平成27年9月16日 高齢介護課窓口での質問への回答
総則的事項について	総合事業に移行したら、すべての利用者が緩和した基準によるサービスを利用することとなるのか。	小田原市の総合事業では、旧来の訪問介護・通所介護相当のサービスのほか、緩和した基準によるサービスも設ける予定ですが、どのサービスを使うかは、介護予防ケアマネジメントの結果によります。 一律に緩和した基準によるサービスを利用するものではありません。	平成27年9月16日 高齢介護課窓口での質問への回答
基準・単価について	旧来の訪問介護・通所介護相当と訪問型・通所型サービスAを併用する場合、同一の事業所でなくてもよいのか。	同一でない事業所の併用も想定しています。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	訪問型・通所型サービスAの従事者について、年齢制限は設けないのか。	制度上の年齢制限は設ける予定はありません。ただし、労働基準法等の諸法規の遵守について、十分な配慮が必要であることを申し添えます。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	小田原市におけるサービス提供の単位・加算・指定基準などは、今後すべて小田原市が決定するのか。市町村によって異なる単位等になるということか。	総合事業に係るサービスの基準、単価等は、市町村が定めることとされています。厚生労働省作成の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」92ページ以降をご参照ください。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	ヘルパー2級相当の資格を持っているものの介護未経験の者が訪問型サービスAに従事する場合は、市が指定した研修が必要か。	訪問介護員の資格を持っている方は、市が指定した研修の受講を不要とする方向です。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスAについて、送迎は行わないとあるが、要望があった場合の選択肢はあるのか。実費契約をかわせば送迎可能か。	送迎は、サービスに含めないこととする予定であるため、送迎を行った場合でも、報酬としては評価しません。 また、有償で送迎を行う場合、道路運送法等の諸法令に適合する必要があります。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスAについて、複数の場所でサービス提供を行うことは可能か。	事業所又は施設など、事業実施場所ごとに、事業所指定が必要となります。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
基準・単価について	旧来の介護予防通所介護相当のサービスにおいて、定員10人以下の小規模事業所の人員基準の場合は、「機能訓練指導員1名以上」となっているが、必ずしも有資格者でなくてもかまわないか。	旧来の介護予防通所介護相当のサービスについては、現行と同様、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員の配置が必要です。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	要支援の方で入浴に介助が必要な方は、区分変更をする対象者と理解してよいのでしょうか。送迎に介助が必要な方、身体介護が必要な方は介護になるのですか。	要支援で身体介護が必要な方や送迎が必要な方は、旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスを利用することとなります。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
基準・単価について	入所施設が参入する場合、管理者等、従来の業務に支障が無い範囲で兼務を認める等の明確な基準をお願いしたい。	旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスの基準は、旧来の介護予防訪問介護・通所介護と同様のものとする予定です。 緩和した基準によるサービスについては、常勤、専従要件の緩和を含め、基準の緩和を検討しています。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
ケアマネジメントについて	介護予防・日常生活総合事業への移行に伴い、ケアプランの見直しやサービス担当者会議は必要となるのか。	総合事業への移行前に作成されたプランに基づき、引き続き旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを利用する場合は、新たにアセスメント等を行う必要はありません。 緩和した基準によるサービスの利用が考えられる場合には、改めてアセスメントを行い、サービス担当者会議の開催を経てケアプランを変更する必要があります。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
ケアマネジメントについて	総合事業の事業者にも、サービス担当者会議への参加を依頼するのか。	旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービス提供事業者は、サービス担当者会議に召集してください。 訪問型・通所型サービスAの事業者については召集は任意ですが、召集を否定するものではありません。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
市からの情報提供について	総合事業に係るサービス提供事業所等の情報は、市から提供されるのか。	総合事業のサービス提供主体のうち、指定事業所については、「介護サービス事業所情報」に掲載する予定です。 住民主体によるサービス等については、公表の仕方も含め今後協議体で検討します。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
指定事務について	総合事業の事業所指定様式の電子データをもろうことはできるか。	事業所指定の様式等は、小田原市ホームページに掲載予定です。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
指定事務について	小田原市外の利用者にみなし指定の期間中にサービスを提供する際の変更届などの手続きを教えてください。また、小田原市外の事業所を小田原市の被保険者が利用している場合の変更届などの手続きはどうなるのか。	みなし指定の期間中(平成27年4月1日以降)に指定の内容に変更があった場合、介護予防訪問介護・通所介護を提供する場合は神奈川県に、総合事業を提供する場合は市町村に、それぞれ変更届を提出する必要があります。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
説明会について	新規参入者向け説明会はいつ頃か。	10月16日、22日の計2回、説明会を開催する予定です。 現在介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者はもちろん、それ以外でも、新規参入を検討されている事業者は参加してください。 説明会は、訪問型サービス、通所型サービスに分けて開催し、開催日による内容の差はありません。 開催通知は、市内の全事業所に送付済みです。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
説明会について	他市町村の事業者に対しての説明はいつ頃するのか。	近隣市町村の事業者も、10月に開催する説明会に参加できます。 開催通知を、近隣市町の介護予防訪問介護・通所介護事業者あてに送付するほか、当該介護保険担当課にも送付することを予定しています。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
説明会について	介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターから再委託を受ける居宅介護支援事業者向けの説明会を開催する予定はあるか。	地域包括支援センターから再委託を受ける居宅介護支援事業者に向けた介護予防ケアマネジメントの実施方法に関する周知方法等について、現在検討中です。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
総合事業への参入について	現在、居宅事業を実施していない法人も参入できるのか。	事業実績の有無にかかわらず、指定基準を満たせば、参入いただけます。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
ボランティアについて	ボランティアの養成には現在も地域差があると思うが、どのように進めていくのか。また総合事業におけるボランティアについて未成年者を活用することは可能か。	ボランティアの養成については、協議体や生活支援コーディネーターによる取組みを充てますが、その前段階として、地域における活動状況等といった地域資源を把握し、これらが活用される状態とすることが重要と考えており、そのため、総合事業に係る規定体系などを広く構えることで、様々な取組みの提案に対して広く応えられるような制度としています。 なお、ボランティアに特段の年齢制限を設けるつもりはありませんが、労働者性の有無や諸法規の遵守について、十分な配慮が必要であることを申し添えます。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
移行準備について	実施するには、12月までに準備しないとできないのではないのか。	1月からサービスを提供する場合には、12月までに準備を終える必要があります。 ただし、緩和した基準によるサービスについては、必ずしも1月からのサービス提供を求めるものではなく、総合事業移行後においても、随時参入することができます。	平成27年9月16日 平成27年8月開催の事業者連絡会議における質問への回答
総則的事項について	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の指定を受けない場合、総合事業への移行後、要支援者への生活援助のみのサービスは一切できないのか。	旧来の介護予防訪問介護相当サービスにおいて、生活援助のみのサービスを提供することを否定するものではありません。 ただし、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)も利用可能である場合は、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を利用することが望ましいと考えます。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
総則的事項について	事業者説明会資料(訪問型サービス)の10ページにおいて、旧来の介護予防訪問介護相当サービスの「対象者とサービス提供の考え方」について、「すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース」、「身体介護が必要なケース」と示されているが、いずれか一方を満たせばよいのか、両方とも満たさなければいけないのか。	説明会資料の記載は例示であり、利用するサービスの種類は、地域包括支援センターによるアセスメントにより決まります。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
総則的事項について	現在介護予防訪問介護・通所介護を利用している者が、旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスを利用するのか、訪問型・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を利用するのか、判断するのは誰か。	利用するサービスの種類は、地域包括支援センターによるアセスメントにより決まります。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
総則的事項について	要支援1、要支援2という区分は、総合事業移行後も存続するのか。	要支援の認定区分は、移行後も存続します。 総合事業以外の介護予防サービス(訪問看護等)を利用する場合には、要支援認定を受ける必要があります。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
総則的事項について	サービスの名称は、訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当サービス)、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)、通所型サービス(旧来の介護予防通所介護相当サービス)、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)となるのか。	名称は現在検討中です。変更する可能性もあります。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
移行準備について	現在、介護予防訪問介護・通所介護を利用している者は、総合事業への移行時、自動的に総合事業における旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスに移行できると考えてよいか。	総合事業への移行に当たっては、利用者との契約、重要事項説明書の交付・説明・同意等の手続きが必要です。 また、総合事業への移行前に作成されたプランに基づき、引き続き旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを利用する場合は、新たにアセスメント等を行う必要はありませんが、緩和した基準によるサービスの利用が考えられる場合には、改めてアセスメントを行い、サービス担当者会議の開催を経てケアプランを変更する必要があります。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	報酬単価が1回あたりに切り替わるのに伴い、利用者に対しキャンセル料を請求することはできるか。	キャンセル料の内容を契約書及び重要事項説明書に定め、利用者又は家族に説明し同意を得ることで、キャンセル料を徴収することが可能です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	旧来の介護予防通所介護相当サービスについて、午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合、1単位として扱うことができるか。	通所型サービスにおける単位は、サービスの提供が同時に一体的に行われるものをいいます。 質問のような事例は、2単位として扱います。 ※旧来の介護予防通所介護相当サービスに係る指定基準は、原則として介護予防通所介護と同一です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
基準・単価について	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)について、1回当たりの提供時間の定めはないのか。	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の1回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を訪問型サービス事業者が作成する訪問型サービス計画に位置付けます。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を指定訪問介護及び旧来の介護予防訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合、サービス提供責任者は新たに雇用する必要があるか。	指定訪問介護及び旧来の介護予防訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)のサービス提供責任者は、指定訪問介護及び旧来の介護予防訪問介護相当サービスの基準の範囲内で兼務することが可能です。その場合、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の利用者1人を指定訪問介護及び旧来の介護予防訪問介護相当サービスの利用者1人とみなして計算し、必要な員数のサービス提供責任者を配置してください。(運営の手引き10月作成版4ページ参照)	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	小田原市における報酬単価について、請求ソフトに取り込んで活用できる単位数マスタを配布する予定はあるか。	用意が整い次第、小田原市ホームページに掲載予定です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の報酬単価の算定根拠を示して欲しい。	介護予防訪問介護の報酬単価を元に、有資格者(訪問介護員等)と無資格者の賃金水準の差に注目し、報酬単価のうち人件費分(70%)について、両者の賃金水準の差を反映させ、報酬単価を算定したものです。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の報酬単価の算定根拠を示して欲しい。	介護予防通所介護の報酬単価を元に、看護職員及び機能訓練指導員の配置が不要となること及び食事、入浴、排泄の介助が不要となることに着目し、報酬単価のうち人件費分(45%)について、不要となる業務に要する時間分の単価を減額するとともに、送迎が不要となることに着目し、送迎減算相当分の単価を減額し、報酬単価を算定したものです。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)について、市営・県営住宅の集会所、地域の公民館等で、週1回定例のサービス提供は可能か。	指定基準を満たせば、市営・県営住宅の集会所、地域の公民館等でのサービス提供が可能です。ただし、週1回のサービス提供とする場合、週2回以上の利用が見込まれる利用者を受け入れられない点や振替利用ができない点等にご留意ください。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)について、サービス提供時間終了後に連続して同一職員がボランティアとして入浴や食事を無償・有償で提供することは差し支えないか。	サービス提供の前後にインフォーマルサービスを提供することは、差し支えありません。ただし、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)との区分を明確にしてください。なお、入浴や食事を介助を要する利用者である場合には、旧来の介護予防通所介護相当サービスの利用を検討することが適当と考えます。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
ケアマネジメントについて	旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスについて、現在介護予防訪問介護・通所介護を利用していない者が、新たに利用することは可能か。	介護予防ケアマネジメントにおいて、必要なサービスとして位置付けられた場合には、新たに利用することができます。(従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様です。)	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
ケアマネジメントについて	旧来の介護予防訪問介護相当サービスについて、サービス提供頻度により報酬単価が3種類(266単位・270単位・285単位)あるが、単価はどの段階で決まるのか。単価の変更には、サービス担当者会議の開催が必要か。	訪問型サービスの単価は、地域包括支援センターによるアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的な見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づき、「週に1回程度」「週に2回程度」「週に3回以上」のいずれかの区分が位置付けられることにより、決まります。 なお、週1回程度のサービス利用回数の増減であれば、必ずしもサービス担当者会議を開催する必要はありません。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
ケアマネジメントについて	旧来の介護予防訪問介護相当サービスについて、利用回数の変更には、サービス担当者会議の開催が必要か。	週1回程度のサービス利用回数の増減であれば、必ずしもサービス担当者会議を開催する必要はありません。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
指定事務について	緩和した基準によるサービスの指定申請の受付はいつからか。平成28年1月から事業を開始したい場合、いつまでに申請を行えばよいか。	事業所指定の受付方法等については、用意が整い次第、様式と併せて、小田原市ホームページに掲載予定です。 申請の期限についても、併せてご案内します。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
指定事務について	公民館等で通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合、同じ場所での住民主体による通所型サービスの開設希望があった場合、市で重複しないよう調整を行うのか。あるいは、市場原理に任せるのか。	市が調整等を行うことは、ありません。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
指定事務について	旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスを実施しない場合でも、緩和した基準によるサービスの指定を受けることが可能か。	旧来の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスを実施しない場合でも、指定基準を満たせば、指定を受けることが可能です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
住民主体による支援について	市が指定する研修の実施時期、実施場所、費用は。	年内に開催するとして準備を進めています。市が実施する研修では教材費等の実費負担を除き、無償とする予定です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
住民主体による支援について	住民主体による支援について、個人で参入することは可能か。	参入にあたり法人格を求めませんが、緊急時の対応が困難となることから、個人のみでの参入は想定していません。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
住民主体による支援について	住民主体による支援について、基準、サービス内容、単価等は、いつ示されるのか。	準備が整い次第、年内にはお示しする予定です。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
その他	訪問型・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を実施する場合、社会福祉法人の定款変更は、どのような表現とすればよいか。	社会福祉法人の定款変更の詳細については、各所轄庁にご相談ください。	平成27年11月10日 平成27年10月開催の事業者説明会における質問への回答
ケアマネジメントについて	サービス利用票は、交付する必要があるか。	説明会においても説明したとおり、出さずとも構いません。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	住民主体型のサービスでは利用券による支払いを行うとのことだが、この利用券は発券後、利用しなかった場合には回収するのか。またその回収方法はどうか。	混同を避けるため、回収の必要があります。回収は、介護予防ケアマネジメントにより実施される自宅訪問等の機会を捉えて行うことを想定しています。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	小田原市以外のサービス提供事業所には、継続して総合事業におけるサービス提供を続けてもらえるのか。	現在、小田原市の被保険者に対して介護予防訪問(通所)介護を提供している事業所は、介護保険法におけるみなし指定の規定が適用されることを確認済みです。なお、利用者の受け入れについては、各事業所にご確認ください。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	基本チェックリストについて、事業対象者となる判断基準は。	旧介護予防事業における二次予防事業対象者の判定と同じです。詳細な判断基準は、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」P61、P62に記載があります。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	要支援認定を持たず、基本チェックリストの実施により事業対象者となった者が、福祉用具購入や住宅改修を利用する場合には、要支援認定を受ける必要があるか。	お見込みのとおりです。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
総則的事項について	見守りが必要な者や体調が不安定な者、送迎が必要な者が通所型サービスを利用する場合は、通所型サービス(基準緩和型)ではなく、通所型サービス(国基準型)を利用することとなるのか。	お見込みのとおりです。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	要支援2で通所型サービスを週2回利用している方が、ある月のみ週1回のサービスでよかった場合、報酬は、週1回の単価又は週2回の単価いずれで算定するのか。	利用者の状態像が要支援2であるので、算定する報酬は週2回(要支援2)の単価に利用回数に乗じたものとなります。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	通所型サービスの国基準型と基準緩和型の併用について、要支援認定を持つ者がこれを算定することができるのか。あるいは基本チェックリストにより事業対象者とされたもののみ算定できるのか。	要支援1、要支援2、事業対象者のいずれも、算定することができます。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	通所型サービス(国基準型)を2箇所併用することは可能か。	併用は、国基準型と基準緩和型といった異なる類型を想定するものであって、同じ類型(国基準型同士、基準緩和型同士)の併用は想定していません。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	通所型サービス(国基準型)について、要支援1の方が週1回しか利用できず、より自立に近いと思われる事業対象者が週に2回利用できるのはおかしいのではないか。	事業対象者とは基本チェックリストの結果により総合事業が利用できるようになった方で、例えば要支援2の方が更新申請をせずに基本チェックリストによって事業対象者となることもあります。したがって、事業対象者には要支援2に相当する状態像の方も含まれますので、矛盾は生じません。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
総則的事項について	総合事業に移行した場合、現在の事業所番号は変更となるのか。	国基準型のサービスを提供する場合には、事業所番号に変更は生じません。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
基準・単価について	要支援1の認定者が通所型サービス(国基準型)を週2回以上利用する場合、報酬単価はどのように算定するのか。	要支援1の方の通所型サービス(国基準型)の算定上限は月5回以上で1,647単位であり、月5回以上サービス提供をした場合には、利用回数に関わらず1,647単位で算定します。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
基準・単価について	通所型サービスについて、事業対象者の報酬単価は、週1回程度と週2回程度とで異なるが、週2回利用予定の方が月途中で入院し、その月の利用が4回となった場合、週1回又は週2回どちらの報酬単価を用いるのか。また、週1回利用予定の者が、臨時で週2回利用した場合、週1回又は週2回どちらの報酬単価を用いるのか。	週1回(要支援1相当)、週2回(要支援2相当)は本人の状態像によって判断されるべきもので、実際の利用回数によって判断されるものではありません。お尋ねの場合、週2回の単価に利用回数である4を乗じたものが報酬となります。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答

小田原市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

種別	質問	回答	発出時期
ケアマネジメントについて	地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託している場合、利用者の要支援認定について更新申請を行うか基本チェックリストを実施するのかの判断は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業のどちらが行うのか。	委託した居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーからの情報収集や同行訪問の実施等により、地域包括支援センターが判断します。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
ケアマネジメントについて	介護予防ケアマネジメントCについて、インフォーマルサービスを1回でも利用すれば、継続できなくても算定可能か。	介護予防ケアマネジメントCでは、初回のアセスメントと介護予防教室等へのつながりを評価するものですので、その後の継続については評価対象ではありません。なお、初回のアセスメントを評価する性質上、介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に再委託することはあまり想定していません。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
ケアマネジメントについて	ケアマネジメントCについて、宅配弁当を利用することとした場合に、算定可能か。	単にインフォーマルサービスの利用につなぐだけでは、介護予防ケアマネジメントCとして評価しません。ただしこの場合、アセスメントや基本チェックリストにより当該利用者に栄養の改善が課題であると判断され、「宅配弁当」の利用がその改善に資すると判断される時は算定可能です。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
ケアマネジメントについて	介護予防ケアマネジメントのプランの期間は3か月～6か月又は3か月から12か月とされているが、1か月後の家族の結婚式への参加等、より短期の目標期間を設定することは可能か。	プランの期間については、介護予防ケアマネジメントBにおいて12ヶ月に伸ばしたほかは、これまでの介護予防支援と同様としています。したがってお尋ねの件については、これまで介護予防支援において実施していた方法に沿って対応してください。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
市からの情報提供について	要支援認定を受けている方に対して、市から総合事業に係る説明・通知等を行う予定はあるのか。	平成27年8月末に発送した給付費通知とあわせ、介護サービスをお使いの方全員に案内を送付しています。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答
市からの情報提供について	訪問型サービス及び通所型サービスのサービスコード表のCD-ROMはあるか。	単位数マスタのCSVデータを、平成27年12月中に市ホームページに掲載する予定です。	平成27年12月22日 平成27年12月開催の居宅介護支援事業所説明会(地域包括支援センター主催)における質問への回答